

## 第8 意見

今回の監査では、債権譲渡を行った案件について、本来ならば新たな債権者である債権譲受人に対して工事代金を支出すべきところ、従前の債権者である債権譲渡人に誤って支出した事例を指摘事項とした。支出時の審査者、決裁者が確認と調査を怠り、6億円を超える高額な支払いの誤りが発生した。その後の経過によっては区として大きな損害を被りかねない重大な事例である。

このことに関し、特に改善が必要な点について意見を述べる。

始めに、所管である総務部施設課の対応についてである。

本件の主因は債権が譲渡されてから支払いまでに相当の期間が見込まれているにもかかわらず、これまで情報を一元管理する帳票等が整備されることはなく、併せて所管内で情報共有を行う体制が不十分であり、チェックを行うべき者の確認と調査が行われなかったことである。債権譲渡を行う件数が少ないことから、複数人による確認等がされていなかった。件数が少ない事務についてこそ特段の注意を払う必要がある。本件発生後、所管が直ちに情報管理簿の作成及び課内の情報共有を徹底したことは確認できたものの、一方の相手方である債権譲渡人に対する指示、指導は確認できなかった。事業者管理の在り方について検討を進められたい。

次に、本件発生後、所管と契約課、会計室が連携して講じた取組についてである。

本事例では、債権譲渡の情報が支出命令の審査を担う会計室へ事前送付されておらず、組織間で検証できる体制が整っていなかった。契約から支払いまで連続する事務プロセスで、複数の職場が重層的に検証を行うこのような体制の構築は、誤りの発生を最小限にするうえで必要であり、本来であれば、債権譲渡の制度構築時に実装されるべきであった。今回発生後直ちに、債権譲渡の情報を会計室が把握するよう変更がなされ、併せて財務会計システム上の変更で「支払保留」とし、誤った支払に対してエラーメッセージが発出されることとなった。事務改善の手法として人的なチェック体制の強化のみではなく、重層的な検証体制の構築とともにシステム変更により対応したことは、事務に精通していない職員であってもミス防止が図られる点からも、非常に効果的である。また、本件発生後速やかに職場横断的な見直しに着手したことは事務改善のあるべき姿であり、今回のような重大な事例のみではなく、小さな改善であっても円滑な組織連携のもと、柔軟に進められるべきである。

内部統制組織において、今回の指摘事項の内容や改善手法については他の事例へ応用できる対策として全庁で幅広く共有し、事務の見直しを進め、会計事務のさらなる適正執行に取り組まれたい。